# 村田町第3期事業継続応援給付金のお知らせ

申請期間:令和4年9月30日まで

### 通常枠の対象事業者

給付金額:20万円

- ① 個人事業者は、住所が村田町内にある方。 法人事業者は、村田町の法人町民税の課税対象となる法人。
- ② 令和4年4月1日以前から事業により事業収入を得ており、今後も村田町内で事業を継続する意思がある方。
- ③ 直近の年間事業収入が、500万円以上あった方。
- ④ 令和4年4月から同年6月までの3か月間(以下「対象期間」といいます。)の事業収入合計が、 令和元年、令和2年又は令和3年の同期間の事業収入合計と比較して20%以上減少していること。

#### ※小規模事業者枠との同時申請はできません。

- ※性風俗関連特殊営業等を行う事業者、政治団体、宗教団体、暴力団員等は対象になりません。
- ※法人事業者は資本金等の額が3億円以下である必要があります。

### 小規模事業者枠

給付金額:IO万円

上記の「通常枠の対象事業者」の要件のうち、③の要件について、

「500万円以上」 を 「200万円以上」 に範囲を拡大。

※通常枠との同時申請はできません。

## 申請の際に必要な書類(通常枠・小規模事業者枠共通)

- ① 確定申告書の控え ※収受日付印が押印されているもの。
- ② 法人の場合は法人事業概況説明書の控え
- ③ 売上台帳、帳面その他の書類で、月間事業収入がわかるもの
- ④ 誓約書
- ⑤ 通帳等の写し(**表紙・通帳見開き | ページ目**、振込先口座・口座名義がわかる部分)
- ⑥ 個人の場合は本人確認書類の写し
- ※ その他、追加の書類提出を求めることもあります。詳細はお問い合わせください。
- ※ 様式は、村田町ホームページからダウンロードしていただくか、下記までご連絡ください。

#### 申請先・問い合わせ先

〒989-1392 村田町大字村田字迫6番地村田町役場まちづくり振興課 宛 【問い合わせ電話番号】 0224-83-2113 村田町HP第 3 期事業継続応援給付金

